

石教互第23-1号
令和7年5月26日

所 属 所 長 様

一般財団法人石川県教職員互助会
理 事 長 酒 井 雅 洋
(公 印 省 略)

教職員互助会モニターの募集について

日頃から教職員互助会事業にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、教職員互助会では、互助会事業の更なる充実を図るため、会員からモニターを募集・選任し、意見を聞く場として教職員互助会モニター会議を開催しております。については、下記のとおり今年度のモニターを募集しますので、会員に周知願います。

記

1 モニターの概要

別添1「令和7年度石川県教職員互助会モニターについて」のとおり。

2 選任の区分

会員から、原則、次の区分により選任します。ただし、選任区分ごとの定数を超えて応募があった場合は、抽選により選任します。

選 任 区 分		定数(人数)	選 任 区 分		定数(人数)
小中学校	小松教育事務所管内	4名以内	特別支援学校	2名以内	
	金沢教育事務所管内	9名以内	高等学校	5名以内	
	中能登教育事務所管内	2名以内	教育委員会事務局等	1名以内	
	奥能登教育事務所管内	1名以内	合 計	24名以内	

3 応募方法等

別添2「モニター申込書」に所定の事項を記入のうえ、事務局まで提出願います。

申込書は、教職員互助会ホームページの「お知らせ」又はスマートスクールネットからもダウンロードできます。

4 締切日

令和7年6月30日(月)

(事務担当)
教職員互助会事務局
担当 細川
TEL 076-225-1848
FAX 076-225-1977

(別添1)

令和7年度石川県教職員互助会モニターについて

1 目的

会員の意見を聴取し、互助会事業の充実を図るため、モニターを設置します。

2 モニターの職務

互助会事業に関して研究・検討したうえで、モニター会議に出席し、意見交換を行います。

3 モニター会議の開催予定

日時 令和7年8月6日（水）14：00～2時間程度

場所 県庁行政庁舎会議室

※事前に、互助会に対する意見・質問などを提出いただき、ご意見を踏まえて当日協議していただくテーマを設定します。

※日程は、変更になる場合があります。

4 会議出席に係る服務上の取り扱い

- ・県所管の学校等については、職務に専念する義務の免除に該当（職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和30年石川県人事委員会規則第5号）第9号に規定する事由）
- ・市町所管の学校等については、市町教育委員会にご確認ください。

5 報酬等

支給しません。ただし、モニター会議への出席に係る旅費は支給します。

6 任期

選任の日から当該年度末日までとします。ただし、任期区分以外の勤務地に異動があったとき、または会員の資格を失ったときは、その日をもって任期を終えることとします。

7 その他

モニターが定数の過半数を下回る場合、モニター会議を開催せず、書面による意見聴取とする場合があります。

<参考>

○R6年度モニターの意見を取り入れた事例

- ・施設利用補助対象に志賀町の「アクアパーク Shi-on」、羽咋市の「ユーフォリア千里浜」の2施設を追加

(別添2)

モニター申込書

一般財団法人石川県教職員互助会のモニターを申込みます。

令和 7 年 月 日

一般財団法人石川県教職員互助会理事長様

所属所コード						
所属所名						
会員番号						
職名						
氏名	印					

※氏名を自署する場合は押印不要